平成２８年（フ）第１０８４号
さいたま市見沼区堀崎町1015番地４
債務者　宮城　満雄
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２２９号
埼玉県本庄市児玉町金屋1249番地４
債務者　倉林　良平
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２３０号
埼玉県本庄市児玉町金屋1249番地４
債務者　倉林　千代
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３３５号
相模原市中央区清新２丁目７番16号　エクセル清新103号
債務者　小林　俊明
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３３６号
相模原市中央区清新２丁目７番16号　エクセル清新103号
債務者　小林　　薫（旧姓津田）
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３３７号
相模原市緑区二本松１丁目３番２号　グランメール弐番館402
債務者　園部　幸雄
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３３８号
相模原市緑区二本松１丁目３番２号　グランメール弐番館402
債務者　園部富士子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３８４７号
大阪府東大阪市大**蓮**南５丁目９番28号　グランアクア東大阪　１Ｃ号
債務者　田中　秀典
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８９５号
大阪市淀川区東三国６丁目20番26―611号
債務者　本間　宣昭
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第１１４号
千葉県君津市南子安２丁目19番10―103号
破産者　遠藤　　進
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第２１８９号
札幌市豊平区美園２条６丁目６番14号
破産者　株式会社丸正鈴木商店
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４９号
群馬県前橋市六供町1447番地
破産者　松木技研株式会社
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第５４号
千葉県いすみ市岬町長者412番地26
破産者　國藤　總夫
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第１９４９号
名古屋市昭和区檀溪通２丁目40番地
破産者　ミフジハウス株式会社
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４５号
福岡県大川市大字三丸1559番地の７
破産者　有限会社本吉木工所
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第２５８号
北海道旭川市宮前通東4155番地の１ワタナベビル２階
破産者　株式会社丸広ほくしん
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２号
静岡県富士市岩本262番地の19
破産者　デグチ電気株式会社
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１３６号
札幌市東区北31条東６丁目２番12号
破産者　株式会社インパクト
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６９号
秋田県能代市落合字上悪土160番地
破産者　有限会社木村酒店
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所能代支部